

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	項目	コメントの概要	金融庁の考え方
銀行等の監査役等に対する適格性等			
1	「主要行等向けの総合的な監督指針（本編）」 Ⅲ－１ 経営管理（ガバナンス） Ⅲ－１－２ 主な着眼点 Ⅲ－１－２－１ 監査役設置会社である銀行の場合 (3)監査役及び監査役会 ⑦ 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編）」 Ⅱ－１ 経営管理（ガバナンス） Ⅱ－１－２ 主な着眼点 (3)監査役及び監査役会 ⑦ 「保険会社向けの総合的な監督指針（本編）」 Ⅱ－１ 経営管理 Ⅱ－１－２ 主な着眼点 Ⅱ－１－２－１ 監査役設置会社である保険会社の場合 (3)監査役及び監査役会 ⑤	監査役に関するfit & properの内容についてであるが、すべての監査役に対し、常務に従事する取締役求められる資質と同様のものを求めている。その結果、常勤ではない監査役に対して、常務に従事しない取締役を大きく超える資質を求めることになる。そのような意図なのか。アンバランスではないか。常勤の監査役とそうでない監査役に分けた記述とし、取締役とのバランスをとるべきである。	改正銀行法第7条の2第1項第2号では、監査役に対しては常勤・非常勤に関わらず、その適格性が求められており、改正案の主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ－１－２－１(3)⑦イでは、常勤・非常勤に関わりなく、監査役に求められると考えられる資質について例示しているものです。なお、常勤監査役、社外監査役などの立場の別により、監督上の着眼点は異なりうるものと考えられます（主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ－１－２－１(3)④、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅱ－１－２(3)④参照）。
2	「主要行等向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編）」 別紙様式4－10－1 取締役選退任届出書	取締役の選退任「別紙様式4－10－1」について。 ①銀行法施行規則第35条第1項第3号は「就任又は退任が”あつた”場合」と規定しているのに、当該規定を変更せぬまま「しようとする場合」の報告を求めるのは不適切である。 ②退任（辞任を含むものと解す）は、任期満了によるものを除き、会社として決定できるものではない。 死亡による退任が事前に届出不能であることは当然であるし、辞任も（役員側からの委任契約の解除であるから）役員の意思表示により成立するので、理論的には事前に届け出られる性質のものではない。 また、先日付の辞任の意思表示は、撤回可能である可能性もある。 事前に辞任の意思表示を受けて対外公表する例が多いからといって、それを前提に事前報告を求めるのは理屈に合わない規制である。 ③事前に届出を求めて監督当局としてどうするのか。 本件届出の意義は、銀行が適切な役員を選任していることに関して監督当局への説明責任を果たすことである、とされているが、監督当局はそれだけの情報を事前に求めてどのような監督責任を果たすつもりなのか。裏での行政指導による過剰介入が懸念される。	①銀行法施行規則第35条第1項第3号の改正案では「選任しようとする場合」、「退任しようとする場合」と規定されています。 ②ご指摘を踏まえ、退任前に届け出ることができないやむを得ない事由がある場合には、退任後に届け出て頂くことを、規則において明確にいたしました（銀行法施行規則第35条第1項第3号の2、第3号の4、第3号の6、第3項第3号の2、第3号の4、第3号の6、第3号の8参照）。 ③当該届出に限りませんが、金融機関から提出を受けた届出につきまして、は、監督行政のために活用させて頂くことになるものと考えます。

No.	項目	コメントの概要	金融庁の考え方
3	「主要行等向けの総合的な監督指針（本編）」 Ⅲ－１ 経営管理（ガバナンス） Ⅲ－１－３ 監督手法 （１）オフサイト・モニタリング ③	Ⅲ－１－３ 監査手法（１）オフサイト・モニタリング ③について 「必要に応じ、・・・会計監査人に対し経営管理（ガバナンス）に関する認識等につきヒアリングを実施することとする。」について、財務諸表監査又は内部統制監査の過程で把握している財務報告に係る内部統制に係る範囲でヒアリングされるという理解でよい。また、上記の内容は「オフサイト・モニタリング」の項目の中で記載されているが、会計監査人は銀行監督の直接の対象ではないと思われるため、どのような方法により対応することを想定しているのか明確に示していただきたい。	会計監査人へのヒアリングがなされる場合には、ご指摘のとおり、財務諸表監査や内部統制監査の過程で会計監査人において把握している財務報告に係る内部統制の状況についてヒアリングさせて頂くことが考えられますが、必ずしもこれに限られるものではなく、必要に応じて経営管理に関する認識や財務上の課題などをヒアリングさせて頂くことが考えられます。 また、ヒアリングの方法については、口頭、書面等、適切な方法により行われると考えております。
4	「主要行等向けの総合的な監督指針（本編）」 Ⅲ－１ 経営管理（ガバナンス） Ⅲ－１－４ 監督上の対応 （４）	Ⅲ－１－４監督上の対応（４）「銀行が法令、定款若しくは法令に基づく内閣総理大臣の処分に従ったとき又は公益を害する行為をしたときで、・・・会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったことに重大な原因があると認められるときなどの場合には、法第27条に基づき・・・会計監査人の解任を命ずることを検討するものとする。」について、会計監査人の解任命令は、銀行に法令違反等が存在し、会計監査人が当該違反等に関連して会社法第340条（監査役等による会計監査人の解任）第1項に該当するような状況にあった場合を想定したものと考えてよい。今回新設された項目であり、会計監査人の解任命令の検討が生じる要件が曖昧であるため、明確にしていきたい。	会計監査人の解任命令の発令を検討する要因の例として、ご指摘の要因が考えられますが、必ずしもこれに限られるものではありません。
5	「主要行等向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編）」 別紙様式4－10－3 会計監査人選退任届出書	今般の監督指針改正案において、新設された別紙様式「4－10－3」により、会計監査人の選退任について届け出るものとされておりますが、会計監査人が法人である場合、当該法人の交代ではなく、いわゆる関与社員の交代に留まる場合は、添付書類とされている履歴書を提出する扱いでよろしいでしょうか。 また、この届出は現在の会計監査人について届け出る必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	銀行の会計監査人となっている監査法人において、その職務を行うべき社員の交代に留まる場合は、会計監査人の選任届を提出して頂く必要がないため、当該届出の添付書類である履歴書の提出も不要であると考えます。 また、貴見のとおり、既に選任されている会計監査人については、選任届は不要です。
6	「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」（本編） Ⅱ－１－３ 監督手法 （２）通常の監督事務を通じた経営管理態勢の検証 ① （様式・参考資料編） 別紙様式4－10－１～4－10－3 取締役選退任届出書 監査役選退任届出書 会計監査人選退任届出書	労働金庫法施行規則改正に係る新旧案の中では、銀行の取締役、監査役、監査委員、会計監査人の選任時及び退任時における事前届出制に該当する条文の改正が見当たらないが、労働金庫についても「事前届出」が適用されるのか。	労働金庫については、事前届出制は導入せず、当該部分に係る施行規則も改正しておりませんので、従来どおり、就任・退任があった際の事後届出をご提出いただければ結構です。 なお、労働金庫については、引き続き事後届出であることが監督指針において確認できるよう、読替規定を設けることといたしました。 加えて、別紙様式についても、「理事や監事、会計監査人等の就任又は退任があった場合」に係る届出書面の様式を設けることといたしましたので、あわせてご参照ください。

No.	項目	コメントの概要	金融庁の考え方
7	「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」 (本編) Ⅱ－１－３ 監督手法 (2) 通常の監督事務を通じた経営管理態勢の検証 ① (様式・参考資料編) 別紙様式4-10-1～4-10-3 取締役選退届出書 監査役選退届出書 会計監査人選退届出書	銀行法施行規則第35条で規定する「取締役等を選任しようとする場合」のいわゆる“事前届出”については、信用金庫法には同様の規定はない。 したがって、取締役等の事前届出の規定は、根拠法令のない信用金庫には適用されず、現行の信用金庫法施行規則第100条第1項第1号～第3号に基づき、「理事や監事、会計監査人等の就任があった場合」の“事後届出”による対応で問題ないと理解しているが、そのような理解でよいのか。 そのような理解でよいのであれば、監督指針においてその旨を明確にしたい。 例えば、「Ⅴ－３－７ 監督指針の準用」において、「選任」を「就任」と読み替えるといった示し方が考えられる。 上記に関連して、別紙様式4-10が改正案どおりに選退任に対応した様式に改正されると、信用金庫法施行規則第100条第1項第1号～第3号に基づく「理事や監事、会計監査人等の就任又は退任があった場合」に係る届出書面の参考様式が存在しないこととなる。 例えば、信用金庫においては、改正前の別紙様式4-10(取締役の就退任)を活用した内容の書面の提出(本監督指針改正前と同様の取扱い)でよいことを明示するなどの対応をお願いしたい。	信用金庫については、事前届出制は導入せず、当該部分に係る施行規則も改正しておりませんので、従来どおり、就任・退任があった際の事後届出をご提出いただければ結構です。 なお、信用金庫については、引き続き事後届出であることが監督指針において確認できるよう、読替規定を設けることといたしました。 加えて、別紙様式についても、「理事や監事、会計監査人等の就任又は退任があった場合」に係る届出書面の様式を設けることといたしましたので、あわせてご参照ください。
8	「保険会社向けの総合的な監督指針」 (本編) Ⅱ－１ 経営管理 Ⅱ－１－３ 監督手法・対応 (3) 内部監査ヒアリング等	別紙8のⅡ－１－3の内部監査ヒアリングにおいては、外資系保険会社では、内部監査部門が親会社と直接ライン関係にあることが多いことを踏まえ、必要に応じて親会社に対するヒアリングも行う旨を追記すべきである。	貴重なご意見として承ります。
9	「保険会社向けの総合的な監督指針」 (本編) Ⅱ－１ 経営管理 Ⅱ－１－２ 主な着眼点 Ⅱ－１－２－２ 委員会設置会社である保険会社の場合 (3) 執行役(代表執行役を含む。) ⑧	保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ－１－２－２ 委員会設置会社である保険会社の場合(3)執行役(代表執行役を含む。)⑧の「常務に従事する執行役」についての意見(なお、今回の改正対象ではありませんが、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ－１－２－２ 委員会設置会社である銀行の場合(3)執行役(代表執行役を含む。)⑧について同様の留意点がすでに導入されています。) これまで銀行法や保険業法では、(監査役会設置会社における)常務に従事する取締役を「委員会設置会社にあつては、執行役」と置き換えてきており、執行役には「常務に従事する」をつけてきませんでした。(たとえば、銀行法第7条の2、保険業法第8条の2の置き換えは、「常務に従事する取締役」全体を「執行役」に置き換えるものであり、「取締役」の部分だけ「執行役」に置き換えて「常務に従事する執行役」に置き換えるものではありません。「常務に従事する執行役」と置き換えるのであれば、「委員会設置会社にあつては、常務に従事する執行役」と表現することになります。) これは、委員会設置会社で業務執行を行うのは執行役の役割であり、(会社法における「業務執行」と銀行法、保険業法における「常務に従事する」の概念が完全には一致しない(しろ)業務執行を行うことは常務に従事すると言えることから、わざわざ「常務に従事する」をつける必要がなかったためと考えられます。このように、「常務に従事する執行役」という表現は二重表現であり、かえって「常務に従事しない執行役」が存在するかのような誤解を招くおそれがあるため、「常務に従事する執行役」から「常務に従事する」を削除して単に「執行役」と表記すべきです。	ご指摘を踏まえ、法令の表記である「執行役」に修正いたします。主要行等向けの総合的な監督指針についても、同様に修正いたします。

No.	項目	コメントの概要	金融庁の考え方
10	「保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針）（本編） Ⅲ－２ 保険業法等に係る事務処理 Ⅲ－２－１ 登録 （様式・参考資料編） 別紙様式Ⅳ－５ 役員選退任届出書	既に認可を受けた保険持株会社かつ少額短期保険持株会社である保険会社の役員の就退任に際して、住民票の添付は不要としていただきたい。少なくとも、少額短期保険主要株主と同様の但し書きを入れていただきたい。	今般の改正は、従前より、監督指針本文においては住民票の抄本の提出を求めることとしていた一方、様式には明記されていなかったことから、明確化のために様式を改正することとしたものです。 申請者の負担を徒に増やすことを意図するものではないため、ご指摘を踏まえ、住民票の添付を省略できる場合を明確化するために所要の修正をいたします。

外銀支店における監督上の留意点等

11	「主要行等向けの総合的な監督指針（本編）」 Ⅵ 外国銀行支店の監督 Ⅵ－２ 主な着眼点 （１１）預金者の保護その他の信用秩序の維持（預金業務を取扱う場合の外国銀行支店の免許時の審査基準及び監督上の留意点等）	外国銀行支店の免許の審査にあたっての「確認」の対象となる預金の属性を明示して頂きたい。個人客の円預金か、法人客の円預金か、あるいは個人客の外貨預金や法人客の外貨預金も含むのか。	主要行等向けの総合的な監督指針Ⅵ－２（１１）の免許時の審査基準及び監督上の留意点等については、外国銀行支店において預金業務を取り扱う場合に適用されます。
12	「主要行等向けの総合的な監督指針（本編）」 Ⅵ 外国銀行支店の監督 Ⅵ－２ 主な着眼点 （１１）預金者の保護その他の信用秩序の維持（預金業務を取扱う場合の外国銀行支店の免許時の審査基準及び監督上の留意点等）	「資金運用の依拠が過度となっていないか」、「国内で受け入れた預金の大部分」とあるが、「過度」、「大部分」の定義を明示して頂きたい。	外国銀行支店の業務内容及び方法等は様々であることから、「過度」、「大部分」又は「恒常的」の定義等について一義的に示すことは困難です。これらの定義等につきましては、「預金者の保護その他の信用秩序の維持」という法令の趣旨に鑑み（銀行法施行規則第28条第2項第4号）、各外国銀行支店の実情に応じて個別具体的に判断されるものと考えられます。
13	「主要行等向けの総合的な監督指針（本編）」 Ⅵ 外国銀行支店の監督 Ⅵ－２ 主な着眼点 （１１）預金者の保護その他の信用秩序の維持（預金業務を取扱う場合の外国銀行支店の免許時の審査基準及び監督上の留意点等）	③における「国内で受け入れた預金の大部分が海外拠点において運用することとなっていないか」、④における「国内で受け入れた預金の大部分が恒常的に本支店勘定等により海外に持ち出されていないか」という場合の大部分とはどの程度の割合を指すか。また、国内で受け入れた預金の額に占める海外での運用の割合を着眼点とすることを示したものの理解でよいのか。	
14	「主要行等向けの総合的な監督指針（本編）」 Ⅵ 外国銀行支店の監督 Ⅵ－２ 主な着眼点 （１１）預金者の保護その他の信用秩序の維持（預金業務を取扱う場合の外国銀行支店の免許時の審査基準及び監督上の留意点等）	既存の外国銀行支店にも同旨の監督指針が適用されるとある。「国内で受け入れた預金の大部分が恒常的に」とあるが、「恒常的に」の定義を明示して頂きたい。	

No.	項目	コメントの概要	金融庁の考え方
15	「主要行等向けの総合的な監督指針（本編）」 VI 外国銀行支店の監督 VI-2 主な着眼点 (11) 預金者の保護その他の信用秩序の維持（預金業務を取扱う場合の外国銀行支店の免許時の審査基準及び監督上の留意点等）	国内で受け入れた預金の大きな割合が海外拠点において運用される場合でも、海外拠点の方が当該外国銀行支店より運用能力に優れている、資金を糾合して運用することによるメリットが期待できるなどの合理的な理由があり、かつ、当該外国銀行支店において海外拠点における運用方法について十分に把握し、監督当局に求められた場合に運用方法や運用状況を適切に報告できる態勢が整っているのであれば、受け入れる預金の性質（例えばホールセールマーケットや公的セクターの預金を受け入れているような場合）によっては、かかる体勢も許容されうするという理解でよい。	ご指摘の態勢整備は重要なものと考えられますが、その場合であっても、過度に海外拠点での運用に依拠していないか等の実態を勘案し、個別具体的に判断されるものと考えます。
16	「主要行等向けの総合的な監督指針（本編）」 VI 外国銀行支店の監督 VI-2 主な着眼点 (11) 預金者の保護その他の信用秩序の維持（預金業務を取扱う場合の外国銀行支店の免許時の審査基準及び監督上の留意点等）	万一、外国銀行支店がこれらの監督指針に悖っている場合、猶予期限はいつまでか。	今般、新設した主要行等向けの総合的な監督指針VI-2(11)については、外国銀行支店の免許時の審査基準及び監督上の留意点等を明確化したものであることから、実施までに一定の猶予期間を設ける必要があるものではないと考えられます。
17	「主要行等向けの総合的な監督指針（本編）」 VI 外国銀行支店の監督 VI-2 主な着眼点 (11) 預金者の保護その他の信用秩序の維持（預金業務を取扱う場合の外国銀行支店の免許時の審査基準及び監督上の留意点等）	預金商品が外国銀行の本国における預金保険制度の対象となっている場合にはその旨及びその制度の内容について説明を行う事が求められることとなるが、説明項目（指針）を例示して頂きたい。 もっとも、例示して頂いた場合であっても、外国本国における預金保険制度は我が国の制度とは異なるため、可能な範囲で例示に沿うこととして頂きたい。	主要行等向けの総合的な監督指針VI-2(11)⑤は、外国銀行支店において、預金等の受入れをするにあたり、顧客に対して明示すべきとされている「その他預金等の預入れに関し参考となると認められる事項」（銀行法施行規則第30条の2第3号）について例示しているものです。したがって、外国銀行支店に対して預金等をしようとする顧客に対しては、外国銀行の本国における預金保険制度の対象範囲や当該預金保険制度を利用するための手続等、顧客が預金等を預け入れるに当たって判断材料となる情報について、できるだけわかりやすく明示することが求められます。
18	「主要行等向けの総合的な監督指針（本編）」 VI 外国銀行支店の監督 VI-2 主な着眼点 (11) 預金者の保護その他の信用秩序の維持（預金業務を取扱う場合の外国銀行支店の免許時の審査基準及び監督上の留意点等）	「当該金融商品が外国銀行の本国における預金保険制度の対象となっているか否か、対象となっている場合にはその旨及びその制度の内容」とすべきではないか。	ご指摘を踏まえ、「当該預金商品が外国銀行の本国における預金保険制度の対象となっているか否か、対象となっている場合にはその制度の内容」と修正いたします。

No.	項目	コメントの概要	金融庁の考え方
特定預金の販売説明態勢等			
19	「主要行等向けの総合的な監督指針(本編)」 Ⅲ-3-3-2 預金・リスク商品等の販売・説明態勢 Ⅲ-3-3-2-2 主な着眼点 (3)②特定預金等の受入れ 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(本編)」 Ⅱ-3-2-5 預金・リスク商品等の販売・説明態勢 Ⅱ-3-2-5-2 主な着眼点 (3)②特定預金等の受入れ	本規定は、特定預金等の受け入れに関して、その商品性やリスク特性および当該金融機関における取扱状況等に鑑み、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(本編)」の「Ⅳ-3-1-2 勧誘・説明態勢」の「(3)」が参照する日本証券業協会自主規制規則「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」および「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第5条の3の考え方」(高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン)(以下「日証協ガイドライン」という。)を参考として態勢を整備することを求めているものと理解してよい。	特定預金等の受入れにあたっては、各金融機関において既に商品特性に応じて、詳細な説明を行う態勢や合理的根拠適合性の事前検証・適切な勧誘開始基準により適正な勧誘を行う態勢が整備されているものと考えます。 今回の監督指針の改正は、特に高齢者への特定預金等の勧誘については、商品性・リスク特性に関する理解が確保されるためのきめ細かな取組みやトラブルの未然防止・早期発見に資する取組みが重要であることから、監督上の着眼点として、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針を参照することとしたものです。 監督上の着眼点としては、日本証券業協会自主規制規則「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」及び「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第5条の3の考え方」(高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン)も参考に、社内規則等において高齢顧客の定義が規定されているか、商品性・リスク特性に応じた勧誘方法・受入れ方法・申込み内容の確認方法を具体的に定めているか、特定預金等受入れ後に商品性・リスク特性に応じて顧客へフォローアップを行うこととされているか、社内規則等の遵守状況をモニタリングする態勢が整備されているか、などが考えられます。
20	「主要行等向けの総合的な監督指針(本編)」 Ⅲ-3-3-2 預金・リスク商品等の販売・説明態勢 Ⅲ-3-3-2-2 主な着眼点 (3)②特定預金等の受入れ 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(本編)」 Ⅱ-3-2-5 預金・リスク商品等の販売・説明態勢 Ⅱ-3-2-5-2 主な着眼点 (3)②特定預金等の受入れ	特定預金等においては、証券と預金の商品性の違い等から、本規定が参照する「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(本編)」の規定を参考として態勢を整備するに当たり、それぞれの商品性やリスク特性、金融機関における取扱状況等を勘案し、金融機関において合理的な理由があると判断できる場合には、「所定の手続きや条件にかかわらず、高齢顧客への勧誘による販売が可能と考えられる商品」とすることも可能であるとの理解でよい。	高齢者への特定預金等の勧誘について態勢整備が必要となる趣旨(上記19参照)を踏まえて、十分な検討を行ったうえで、金融機関において合理的な理由があると判断できる場合には、「所定の手続きや条件にかかわらず、高齢顧客への勧誘による販売が可能と考えられる商品」とすることも可能であると考えられます。

No.	項目	コメントの概要	金融庁の考え方
21	「主要行等向けの総合的な監督指針(本編)」 Ⅲ－３－３－２ 預金・リスク商品等の販売・説明態勢 Ⅲ－３－３－２－２ 主な着眼点 (3)②特定預金等の受入れ 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(本編)」 Ⅱ－３－２－５ 預金・リスク商品等の販売・説明態勢 Ⅱ－３－２－５－２ 主な着眼点 (3)②特定預金等の受入れ	特定預金等のなかの外貨預金のうち、「所定の手続きや条件にかかわらず、高齢顧客への勧誘による販売が可能と考えられる」外国通貨の種類について、日証協ガイドライン「3.」の「Q2」に記載されている通貨と異なる考え方を取ることは可能か。 外国通貨の種類判断に当たっては、当該通貨の知名度や流動性および当該金融機関における取扱状況を考慮することによりよい。	外貨預金について、通貨の種類によって異なる扱いとする場合には、例えば、通貨の知名度、価格の把握の容易性、ボラティリティ、スプレッド、自行における取引残高、過去のトラブル事例などを勘案のうえ、日証協ガイドライン「3.」の「Q2」に記載されている通貨と異なる考え方を取ることも可能と考えられます。
22	「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(本編)」 Ⅱ－３－２－５ 預金・リスク商品等の販売・説明態勢 Ⅱ－３－２－５－２ 主な着眼点 (3)② 特定預金等の受入れ	本改正案では、日本証券業協会自主規制規則「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」及び「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第5条の3の考え方」(高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン)を踏まえ、高齢顧客に対する勧誘・販売に関する社内規則を整備すること等が求められている。 当該ガイドラインの3のQ2に対する「A」では、知名度や流動性が高い通貨建て(平成25年9月現在、米ドル、ユーロ、オーストラリアドルが該当すると考える。)の公社債等については、価格変動が小さいこと、仕組みが複雑でないこと、換金性が高いことから、所定の手続きや条件にかかわらず、高齢顧客への勧誘による販売が可能と考えられる商品(いわゆる勧誘可能商品)とされている。 このため、本改正案では、当該ガイドラインと平仄をとり、米ドル、ユーロ、オーストラリアドル、英ポンド、スイスフラン、人民元など、インターネット等でリアルタイムに為替相場が把握でき、価格変動が比較的小さく、仕組みが複雑でなく、かつ換金性が高い外貨預金は、日々の価格による取引ニーズも存在することから、各金融機関の判断により勧誘可能商品とすることができるとの理解でよい。	
23	「主要行等向けの総合的な監督指針(本編)」 Ⅲ－３－３－２ 預金・リスク商品等の販売・説明態勢 Ⅲ－３－３－２－２ 主な着眼点 (3)②特定預金等の受入れ 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(本編)」 Ⅱ－３－２－５ 預金・リスク商品等の販売・説明態勢 Ⅱ－３－２－５－２ 主な着眼点 (3)②特定預金等の受入れ	日証協ガイドラインにいう勧誘留意商品(以下、「勧誘留意商品」という。)に該当する外貨流動性預金(普通預金等)については、口座開設時のみが日証協ガイドラインの「勧誘」に該当するとの理解でよい。	「勧誘留意商品」に該当する外貨建て普通預金の口座開設後に、当該普通預金への預け入れを勧誘する場合においては、商品性・リスク特性に応じた「勧誘留意商品」としての対応が必要になるものと考えられます。

No.	項目	コメントの概要	金融庁の考え方
24	「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(本編)」 Ⅱ-3-2-5 預金・リスク商品等の販売・説明態勢 Ⅱ-3-2-5-2 主な着眼点 (3)② 特定預金等の受入れ	中途解約さえしなければ元本とその利息が保証されている仕組預金(満期日繰上特約付定期預金等)について、商品販売後のフォローアップとは具体的にどのような行動が求められるのか。	当該仕組預金等の商品性やリスク特性に応じて、各金融機関において、フォローアップの必要性やどのようなフォローアップを行うかを検討して判断すべきものと考えられます。
25	「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(本編)」 Ⅱ-3-2-5 預金・リスク商品等の販売・説明態勢 Ⅱ-3-2-5-2 主な着眼点 (3)② 特定預金等の受入れ	既存の販売先に対しては、改正後の監督指針は適用されないとの理解でよいのか。	既に特定預金等を販売している顧客に対して、新たに特定預金等を販売する場合の取扱いについても、社内規則等に定める必要があります。
その他			
26	「主要行等向けの総合的な監督指針(本編)」 Ⅵ 外国銀行支店の監督 Ⅵ-2 主な着眼点 (11) 預金者の保護その他の信用秩序の維持(預金業務を取扱う場合の外国銀行支店の免許時の審査基準及び監督上の留意点等) ④	主要行等向けの総合的な監督指針 Ⅵ 外国銀行支店の監督 Ⅵ-2 主な着眼点 (11) ④中、資産の国内での保有状況について、お伺いいたします。 銀行法第47条の2の規定により、「外国銀行支店は、(中略)政令で定める額(20億円)以上の資本金に対応する資産を国内において保有していなければならない。」ことになっております。 この規定については、銀行法施行令第13条に規定する資産を合計20億円以上保有していればよく、貸借対照表の純資産の部に相当する部分の累積損失(繰越利益剰余金)が△20億円を超えており、すなわち持込資本金と繰越利益剰余金の合計がゼロ円を下回っている場合(例えば、持込資本金20億円、繰越利益剰余金△25億円、合計△5億円)はこの規定に反したことにはならない事を確認させてください。	銀行法第47条の2の解釈としては、貴見のとおりと考えられます。ただし、外国銀行支店における財務の健全性(銀行法第47条第1項、第4条第2項第1号参照)等の観点からは別途の対応が必要な場合もありえます。
27	「主要行等向けの総合的な監督指針(本編)」 Ⅵ 外国銀行支店の監督 Ⅵ-2 主な着眼点 (11) 預金者の保護その他の信用秩序の維持(預金業務を取扱う場合の外国銀行支店の免許時の審査基準及び監督上の留意点等) ④	資産の国内での保有状況の確認をする際、銀行法施行規則31条にある「国内において確実な担保を徴する」とは、どのように定義づけ、検査の際、ご確認されるのか、ご教示いただきたく存じます。特に、不動産担保など、市場価格によって評価が変動する担保について、「担保の確実性」をどのように定義づけるのか、ご明示をいただけると、「資産の保有状況」の検証がより強化されると思われます。	担保物の状況を個別に勘案し、国内において当該担保物からの回収が確実であると合理的に見込まれる場合を指すものと考えられます。